

## 規制シート(様式)

160199400080001

平成28年12月6日

規制の名称	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律施行令、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律施行規則	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 水道課長 宮崎 正信
規制目的	水道原水の水質の保全に資する事業の実施を促進する措置を講ずることにより、安全かつ良質な水道水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	水道事業者の要請を受けて都道府県又は河川管理者により都道府県計画又は河川管理者事業計画が定められた場合に、当該計画の対象とされている取水地点に関する水道事業者は、計画取水地点における水道原水の必要な項目の水質検査を行わなければならない。また、検査を行った場合はその記録を作成し、水道法に規定される水質検査結果とともに計画を定めた都道府県及び河川管理者に提出しなければならない。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	都道府県計画又は河川管理者事業計画に基づき水道原水水質保全事業が実施される場合は、原水の水質の状況を把握するとともに、当該水質検査結果が水道原水水質保全事業の実施者に伝達されるよう都道府県又は河川管理者に提出にすることが必要であるため維持する。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		